

八穂クリーンセンターへの一般廃棄物のお持ち込みについて

片付けなどで大量のごみが出る、粗大ごみをすぐに処理したいなどの場合は、八穂クリーンセンターへごみを直接持ち込むことができます。

●お手続きの手順

持ち込むためにはまず、搬入当日に市役所の窓口でお手続きをお願いします。

【持ち物】搬入するごみ、運転免許証等本人確認のできるもの

ごみの発生場所の住所が分かるもの(該当の方のみ、下記注意事項を参照)

手順①搬入当日、市役所にて受付

※本庁舎環境課以外にも立田・佐織・八開支所でも受付可能です。(家庭ごみのみ)

・持っていくごみを分別した状態で市役所窓口へお越しください。

・窓口にて協議書(申請書)に記入し、職員がごみの現物を確認したら搬入指示書を発行します。

搬入指示書が無ければ八穂クリーンセンターへごみの搬入はできません！

手順②八穂クリーンセンターへ持込み

・搬入指示書を受付で提示し、職員の指示に従ってごみを搬入します。

・ごみの重さに応じて処理手数料の支払いをします。(現金払いです)

※10kgにつき200円(10kg未満の場合、10kgとして計算します)

手順①②を裏面時間内に終了する必要があります。余裕をもって市役所窓口にお越しください。

●注意事項

・原則、**八穂クリーンセンター職員による荷下ろしは行いません。**搬入された方ご自身で荷下ろしをお願いします。

・**搬入指示書は当日限り有効です。**必ず八穂クリーンセンターへ搬入する日に市役所までお越しください。

・搬入できる・できないごみの種類がありますので、裏面を必ずご確認ください。

・ごみを搬入する際は**原則申請者本人**が搬入してください。他人のごみを搬入することはできません。

(本人が搬入できない場合は環境課にご相談ください)

・**事業系一般廃棄物の持込みは本庁舎でのみ申請を受け付けています。**立田・佐織・八開支所では受付ができません。

・愛西市外に在住であっても、愛西市内で発生したごみであれば搬入が可能です。その際は、発生場所が愛西市内であることが分かるもの(住所の書かれた郵便物等)をお持ちください。

・水曜日の搬入は他のごみの処理状況により、時間がかかる場合があります。

・トラックなど、荷台での作業時にはヘルメットの着用が必要です。

●搬入先

海部地区環境事務組合 八穂クリーンセンター

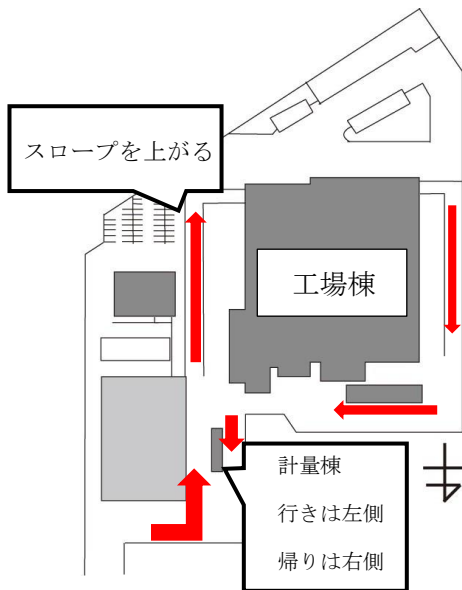
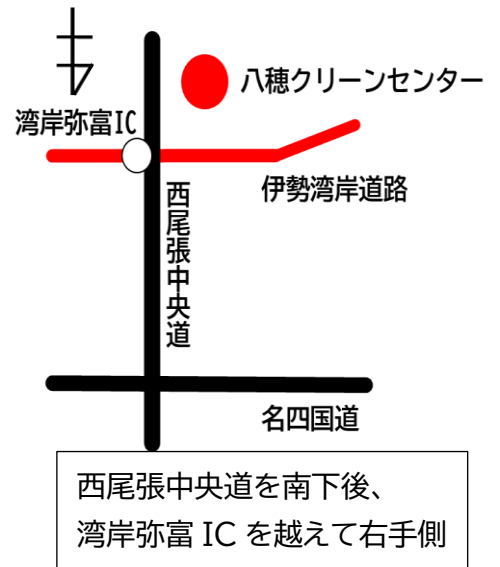
【所在地】弥富市鍋田町八穂399番地3

(愛西市役所本庁舎から車で約40分)

【受入可能日】月曜日～金曜日(土・日・祝日及び年末年始は搬入不可)

午前8時45分～12時、午後1時～4時30分

※午前は12時、午後は4時30分までに荷下ろしを済ませ、
センターから退場していただく必要がありますので、
余裕を持った搬入日程の設定にご協力ください。



場内案内 (場内の速度制限を守り、ゆっくり走行してください)

- ①場内に入場してまず計量棟で受付を行います。
- ②係員にごみ搬入指示書を渡し、指示に従って進みます。
- ③スロープを上がった先で荷下ろしを行っていただきます。ごみの種類によって、ごみを降ろす場所が異なることがあります。あらかじめ分別の上搬入していただき、係員の指示に従ってごみの荷下ろしをしてください。
- ④逆走せずに入り口と反対側にある出口に進み、スロープを降ります。
- ⑤再び計量棟で計量を行い、料金を支払って退場します。

●搬入できるごみ・できないごみ

○搬入できるごみ

- ① 家庭から出た「可燃ごみ」「プラスチック類ごみ」「不燃物ごみ」「粗大ごみ」
- ② 事業所から出た「可燃ごみ」 (産業廃棄物は搬入できません)

搬入できないごみ

資源ごみ

ビン類、缶類

ペットボトル、古紙



家電リサイクル法対象機器

冷蔵庫・洗濯機

エアコン・テレビ等



適正処理困難物(一例)



陶器・ガラス



ガス容器



消火器



土砂・がれき
コンクリート



中身入りの物
(廃油・ペンキ等)



断熱材
石膏ボード



車・バイク部品
農機具部品

●問い合わせ先

愛西市役所 市民協働部 環境課

所在地:愛西市稲葉町米野308番地

電話:0567-55-7114